

秋田県告示第478号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和2年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（三次元移動体計測、地図情報レベル500数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和2年9月19日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 一般国道7号 201.7キロポイントから204.0キロポイントまで 大館能代空港インターチェンジ関連すりつけ区間 2.3キロメートル